明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関、消防法施行令第四条の二の八第三項第一号並びに消防法施行規則第四条の二の四第四項、第三十一条の六第六項及び第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関並びに同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の法人の名称の変更に関する件（**総務**一八九）　一

○消防法第十三条の七第二項及び第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の七第二項の規定により指定試験機関の法人の名称の変更の届出があった件（**同**一九〇）

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の法人の名称の変更の届出があった件（**同**一九一）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一四七）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**一四八、一四九）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**一五〇）

○日本国に帰化を許可する件（**同**一五一）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**一五〇）　三

○ブルンジ共和国における「ブルンジ帰還民社会・経済再統合計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一五一）　五

○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**一一六二）

○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**一一六三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一六四～一一七三）　六

○都市公園法の規定に基づく都市公園を設置すべき区域を定める件（**国土交通**四四五）

○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（**同**四四六）　九

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一〇〇）　一〇

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（**防衛**七九）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕　二

内閣　復興庁　法務省　環境省

告示

○総務省告示第百八十九号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十八第二項並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号並びに消防法施行規則第四条の二の四第四項、第三十一条の六第六項及び第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関並びに同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した財団法人日本消防設備安全センターから法人の名称の変更の届出があったので、消防法第二十一条の四十八第三項並びに消防法施行規則第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。　二

平成二十五年四月十七日　総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の法人の名称　一般財団法人日本消防設備安全センター　三

二　変更の日　平成二十五年四月一日　三

○総務省告示第百九十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の七第二項及び第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の七第二項の規定により指定試験機関の法人の名称の変更の届出があったので、同条第三項及び同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の七第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。　三

平成二十五年四月十七日　総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の指定試験機関の法人の名称　一般財団法人消防試験研究センター

二　変更の日　平成二十五年四月一日